

<p>国名</p>	<p>シンガポール</p>
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源 税財源 企業・個人年金</p>	<p>(CPF)</p> <p>退職口座</p> <p>普通口座 → 移換 → ミニマム・サムを上回る分</p> <p>特別口座 → 移換 → 最低積立額 (ミニマム・サム)</p> <p>メディセーブ口座</p> <p>加入 → 55歳 → 62歳 (ミニマム・サム引出し年齢)</p> <p>退職後(55歳以上)引出し可能</p> <p>62歳まで据置き</p> <p>※ミニマム・サム引出し年齢は、2012年から2018年にかけて、62歳から65歳へ段階的に引上げ</p>
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月収50SD (3,100円, 1SD=62円) 以上の被用者 (公的部門の被用者を含む) ◎ ・年間純取引収入6,000SD (37.2万円) 以上の自営業者◎
<p>保険料率</p>	<p>制度全体で34.5% (2009年7月, 35歳未満の被用者の場合)</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>ミニマム・サムを上回る残高: 55歳以上</p> <p>ミニマム・サム: 62歳以上 (2012年から2018年にかけて, 62歳から65歳へ段階的に引上げ)</p>
<p>基本受給額</p>	<p>—</p>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別口座, 普通口座で準備された老後の生活費は, 55歳以降になると, 退職口座に振り替えられる ・老齢給付は55歳以上から引き出すことが出来るが, 最低積立額 (CPFミニマム・サム, 117,000SD (725.4万円)) を62歳まで残す必要がある ・CPFミニマム・サムの資金については, ①CPF公認の保険会社のアニュイティを購入する, ②CPF公認の銀行定期預金に預ける, ③資金をそのまま退職口座に残す, のいずれかを選択する ・CPFミニマム・サムを定期預金と退職口座に資金を置いた場合, 62歳から資金がなくなるまで, 毎月あらかじめ設定した額を受け取る
<p>所得再分配</p>	<p>なし</p>
<p>制度設計, 財政方式, 財源</p>	<p>制度設計: 拠出建て, 財政方式: 完全積立方式, 財源: 保険料</p>
<p>国庫負担</p>	<p>なし (CPFの管理コストを除く)</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>なし</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>公的扶助施策で対応 (現金・住宅等)</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>公認された私的制度に加入する者は, CPFの適用対象外とされる。</p>
<p>国民に対する個人年金情報の提供</p>	<p>中央積立基金委員会のウェブ上で, 本人の年金情報を閲覧することが可能である。</p>

シンガポールの年金制度

有森美木（筑波大学大学院ビジネス科学研究科
博士課程）

1. 制度の特色

シンガポールでは管理国家の色彩が非常に強く、国家は経済政策に注力し、国家の社会保障への関わりは希薄で、老後の所得保障は個人が自助努力で積み立てるといった思想が基本とされている。

シンガポールの年金制度は中央積立基金(Central Provident Fund: CPF) と呼ばれる完全積立方式の拠出建て制度である。この制度の特徴は、①イギリスの植民地政策の一環で経済成長を推進させることを目的に、強制貯蓄制度として始まったこと、②貯蓄制度が老後の所得保障のみならず住宅、医療、教育等にも適用され、制度が拡充されてきたこと、③制度導入・拡充当初の目的であった経済成長や住宅の供給増は成功をおさめてきたことが挙げられる。近年は、中華系コミュニティの弱体化を背景に、私的扶養が制度として強化されている。また、高齢化に対応するための制度改正が実施されている。

2. 沿革

イギリスの植民地であったシンガポールでは、1955年、イギリス領のマラヤにおいて一時金払いの強制積立制度(プロビデントファンド)であるCPFが導入された。同制度は資本蓄積の手段として導入され、積み立てられた資金は設備投資に利用された。

1963年にシンガポールはマレーシア連邦に加入することで独立し、1965年のシンガポールとマレーシアの分離・独立に伴い、年金制度も分割された。その後、CPFは老後所得保障だけでなく、住宅(1968年)、医療(1984年)、教育等の資金を積み立てることも適用されるようになった。

1987年には、退職口座の最低限度額を下回る者の

不足額を子や配偶者が埋め合わせるという、家族間で世代間扶養を行う仕組み(最低金額補充制度)が導入された。また、1995年の老親扶養法により、子供による親の扶養が法的に義務付けられた。

2006年以降は、高齢化に対応するために、保険料率の改正、最低積立金額(ミニマム・サム)の引上げ等の改革が実施されている(8を参照)。

3. 制度体系の概要

CPFは、完全積立方式の拠出建て制度で、普通口座、特別口座、メディセイブ口座の3口座に分かれている。また、特別口座、普通口座で準備された老後の生活費は、55歳以降になると、退職口座に振り替えられる。口座からの途中引出しは、住宅購入資金等、特定の目的に限られている。

- ・普通口座：積み立てた資金は、住宅資金、教育、投資等の特定の目的に限って途中引出し及び利用が可能であるが、特定の目的以外による途中引出しは認められていない。55歳以降は、老後の生活費として退職口座に振り替えることができる。
- ・特別口座：55歳未満の者が、老後の生活費を準備するために拠出する口座。55歳以上になると、特別口座はなくなる。特別口座から引き出したお金は、退職口座に振り替えることができる。
- ・メディセイブ口座：この口座に積み立てられた資金は、医療費に利用することができる。

強制加入の対象者は、月収50シンガポールドル(SD)(3,100円、1SD=62円)以上のシンガポール国内の被用者(公的部門の被用者を含む)と、年間純取引収入6,000SD(37.2万円)以上の自営業者である。公認されたCPFと同等の私的制度に加入する者は適用対象外になるが、適用除外の対象になっている者は富裕層である。2009年9月末時点の加入者数は328万人で、人口の66%がCPFに加入している(表1参照)。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

表1 CPF加入者数の内訳(2009年9月末現在)

人口(2009年)	498万7,600人
CPFの加入者数	328万人(自営業者を含む)
うち、3ヶ月以上拠出を行っている者	163万人(自営業者を除く)
CPFへ拠出を行っている事業主	11万3,366人

老齢給付としてCPFからお金を引き出すことができる年齢は、退職口座に残す必要がある最低積立額(CPFミニマム・サム)を上回る分については55歳以上、CPFミニマム・サムは62歳以上である(ただし、CPFミニマム・サム部分の引出しが可能な年齢は、2012年から2018年にかけて、62歳から65歳へ段階的に引上げられる)。

残高がCPFミニマム・サムを下回る場合に55歳の時点で最初に引き出すことができる額は、5,000SD(31万円)、または、CPF残高(普通口座の残高、特別口座の残高、メディセイブ口座におけるメディセイブ・ミニマム・サムを上回る残高の合計)の50%(50%引出しルール)のいずれか高い方の額である。50%引出しルールは2009年1月より毎年10%ずつ引下げられることになっており、2013年1月以降は0%になる(表2参照)。すなわち、5,000SD(31万円)を引出すという選択肢のみになる。

現在のCPFミニマム・サムは117,000SD(725.4万円)となっているが、2004年7月から1年ごとに漸次引上げられており、2013年7月には2003年価格で12万SD(744万円)に達する(表3参照)。

CPFミニマム・サムについては、CPF公認の保険会社のアニュイティを購入するか、CPF公認の銀行定期預金に預けるか、資金をそのまま退職口座

に残すかのいずれかを選ぶ。定期預金と退職口座に資金を置いた場合、62歳から資金がなくなるまで、毎月あらかじめ設定した額を受け取る。

老齢給付はCPFの残高が枯渇するまで支払われるが、平均して約20年間支給されている。平均余命が伸張する中では、最低積立金の残高を長くもたせることが重要になる。中央積立基金委員会(CPFB)は、引出しを1年間遅らせると、給付が2年間延びることを指摘した上で、加入者に対し、引出し開始を遅らせることを奨励している。

障害給付は永久的に就労不能になった時に、本人に対して、普通口座残高と2.5%相当の金利、および、特別口座・メディセイブ口座残高と4%相当の金利の合計が一時金で支給される(ただし、メディセイブ・ミニマム・サム等に必要な一定額は口座に残す必要がある)。遺族給付は加入者が死亡した時に、遺族または法定相続人に対して、全口座の残高が支払われる。

5. 負担、財源

財源は、被用者の場合は労使による保険料で、国庫負担はない(CPFを管理・運営を行う人件費等のコストを除く)。

2009年7月時点の被用者の保険料率(月収1,500SD(9.3万円)以上)は表4の通りである。保険料

表2 50%引出しルールの改定

2008年12月まで	50%
2009年1月	40%
2010年1月	30%
2011年1月	20%
2012年1月	10%
2013年1月以降	0%

表3 CPFミニマム・サムの推移(2003年価格)

従来	80,000 SD
2004年7月	84,000 SD
2005年7月	88,000 SD
2006年7月	92,000 SD
2007年7月	96,000 SD
2008年7月	100,000 SD
2009年7月	104,000 SD
2010年7月	108,000 SD
2011年7月	112,000 SD
2012年7月	116,000 SD
2013年7月	120,000 SD

表4 年齢別保険料率(2007年7月以降、被用者の場合)

従業員の年齢	保険料率(%、対賃金)			拠出の内訳(拠出額に占める割合)		
	事業主負担	従業員負担		普通口座	特別口座	メディセイブ口座
35歳以下	34.5%	14.5%	20%	0.6667	0.1449	0.1884
36歳-45歳	34.5%	14.5%	20%	0.6088	0.1739	0.2173
46歳-50歳	34.5%	14.5%	20%	0.5509	0.2028	0.2463
51歳-55歳	28.5%	10.5%	18%	0.4562	0.2456	0.2982
56歳-60歳	20%	7.5%	12.5%	0.575	0	0.425
61歳-65歳	12.5%	5%	7.5%	0.28	0	0.72
66歳以上	10%	5%	5%	0.1	0	0.9

率及び拠出の内訳は年齢によって異なるが、拠出の大半は普通口座に振り替えられ、年齢が高くなるにつれて、メディセイブ口座への拠出が高くなっている。月収500SD (3.1万円) 未満の従業員の場合は従業員本人の拠出はなく、事業主のみが拠出を行う。月収500SD (3.1万円) 以上1,500SD (9.3万円) 未満の従業員に対しては、減額された保険料率 (0% から14.5%) が適用される。標準報酬月額の上限は4,500SD (27.9万円) である。加入者は追加的に任意の拠出をすることが可能となっており、労使合計の任意拠出額の上限は年間26,393SD (163.6万円) となっている。保険料は、原則、55歳まで拠出される。

6. 財政方式、積立金の管理運用

前述の通り、CPFは完全積立方式である。2009年9月末現在のCPF残高は、1,636億SD (10.1兆円) である (図1参照)。

CPFに拠出された資金の運用方針は、中央積立基金委員会が決定し、積立金の約85%が国債で運用されている。口座に適用される利率は、99年より、シンガポール4大銀行の1年定期金利と1ヶ月貯蓄金利を80対20の割合で加重平均したものが適用されており、利率は口座ごとに異なっている。2010年1月-3月期の適用利率は、普通口座で2.5%、特別口座・メディセイブ口座・退職口座で4%となっている。2008年1月からは、残高60,000SD (37.2万円, 普通口座の残高20,000SD (12.4万円) を含む) までは、利率が1%上乘せされるほか、特別口座・メディセイブ口座・退職口座の利率は、シンガポール

10年国債の利回り+1%に連動される (図2参照)。適用利率は四半期ごとに見直される。

また、加入者は、中央積立基金投資制度 (CPFIS) を通じて、普通口座と特別口座の資金を自ら運用することもできる。この制度では、各口座の適用利率よりも高い利回りを期待できる一方で、手数料を自ら支払う必要があるため、結果的に利回りが低くなることや損失が発生することもある。このため、利用者には、選択した運用商品の利回りや手数料を記載した「CPFISファンド・レポート」が定期的に送付され、期待利回りだけではなく手数料控除後の利回りを把握する必要性や、長期的な観点から資産運用を行うことの重要性が呼びかけられている。

7. 制度の企画・運営体制

CPFの企画・管轄は労働人材省、CPF口座の管理・運営は、中央積立基金委員会 (CPFIB) が行っている。

8. 最近の論議や検討の動向・課題 (今後の見通し、評価を含む)

シンガポールでは急速に高齢化が進んでおり、2007年現在は8.5人で1人の高齢者を支えているが、2030年には3.5人で1人の高齢者を支えることになる。こうした中で、約15-20年にわたる老後生活を安定的なものとするために、高齢化へ対応するための制度改正が実施されている。改正内容は、長寿化へ対応し得る老後生活費を準備するために、CPFの資金を充実させる改正 (保険料率の引上げ、最低積立金額の引上げ、給付の充分性の改善等) と、高齢者雇用のための人件費を抑え、高齢者の雇用を促

図1 CPF残高の内訳(2009年9月末現在)

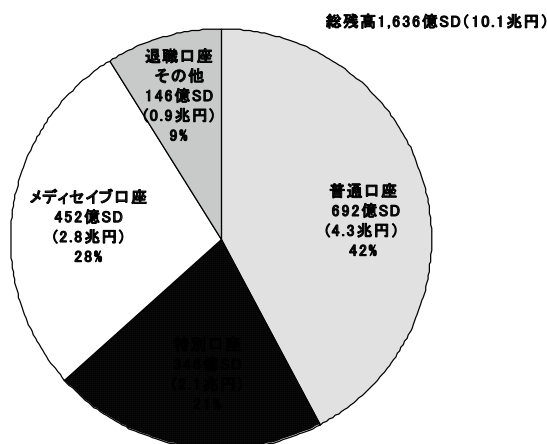


図2 各口座への適用利率

適用利率	適用範囲
2.5%	普通口座
3.5% (A)	特別口座・メディセイブ口座・退職口座
10年国債+1%	特別口座・メディセイブ口座・退職口座
10年国債+1%+1%	特別口座・メディセイブ口座・退職口座

A+Bの上限は60,000SD (Aの上限20,000SDを含む)

進させるといふ雇用政策の観点から保険料率を引下げる改正(高齢低所得者の保険料率引下げ、従業員本人の拠出上限額の引下げ等)に大別される。

(1) CPF資金の充実

2006年7月に、CPFの資金を充実させる4つの改正が行われた。

1点目は、メディセイブ口座への拠出上限額超過分を、普通口座の代わりに特別口座または退職口座に移換できるように改正した点である。前述の通り、特別口座や退職口座の利率は普通口座の利率よりも高くなっているため、この改正によって従来よりも高い利回りを得ることができるようになる。

2点目は、複数の資産の購入にCPFの資金の使用を制限する改正である。従来、2つ以上の資産を購入する際にもCPFの資金を用いて購入することが認められていたが、2006年7月以降は、普通口座又は特別口座に47,300SD(293.3万円)以上の現金がない限りこれを認めないこととした。なお、この改正の背景には、シンガポールでは、CPFから住宅購入に多額の金額を引き出すと、退職時に十分な資金が残らないという「資産裕福、現金貧乏(Asset-rich and Cash-poor)」問題が生じていることが挙げられる。

3点目は、2006年7月以降は非居住資産を購入する際にCPFの資金を充当することを禁止する改正である。ただし、2006年6月までに非居住資産制度を通じて非居住資産をCPFの資金で購入したものについては制度改正の影響はないとしている。

4点目は、CPFミニマム・サム、メディセイブ・ミニマム・サム及びメディセイブ拠出上限額の引上げである(③を参照)。

(2) 保険料率の改正

高齢化が進む中で、事業主の高齢者雇用の人件費

を抑制する目的で、2006年1月から51歳-55歳の保険料率が、従来の30%から27%へ引下げられた。また、高所得者の人件費や高所得者の拠出負担を軽減させることを目的に、従業員拠出の拠出上限月額が、2006年1月以降、5,000SD(31万円)から4,500SD(27.9万円)に引下げられた。さらに、2007年7月からは、保険料率について、①保険料率の引上げ、②低賃金被用者の保険料率改正、③高齢低所得者の保険料率改正の3つの改正が実施された。

①保険料率の引上げ

2007年7月より、保険料率が1.5%引上げられた。このうち1%は普通口座、残りの0.5%はメディセイブ口座に振り分けられる。この保険料率の引上げは、35歳以上の者と月収1,500SD(9.3万円)未満の者を除くCPF加入者に適用される。保険料率の引上げに適用されない者に対しては、代わりにワークフェア所得補助(WIS)が提供される。

②低賃金被用者の保険料率改正

従来は月収500SD(3.1万円)以上の者に対して一律の保険料率が適用されていたが、2007年7月より、月収500~1,500SD(3.1~9.3万円)の者に対して、0%から最大の率の範囲で保険料率を段階的に適用する制度に改正された。例えば、50歳以下の場合の被用者本人の保険料率は、月収500~1,500SD(3.1~9.3万円)の場合は0~20%、1,500SD以上の場合には20%である(表5参照)。段階的な保険料率が適用されると、最大の率との差額分だけ手取り給料が高くなる。

③高齢低所得者の保険料率改正

月収500~1,500SD(3.1~9.3万円)の36歳以上の高齢低所得者に対して、事業主負担の保険料率が0%から最大の率の範囲で段階的に適用される(表6参照)。保険料率が低くなる被用者に対しては、

表5 低賃金被用者の保険料率改正

＜従業員負担＞	50歳未満	50-55歳	55-60歳	60-65歳	65歳以上
500-1,500SD	0-20%	0-18%	0-12%	0-7.5%	0-5%
1,500SD-	20%	18%	12.5%	7.50%	5%

表6 高齢低所得者の保険料率改正

＜事業主負担＞	35歳未満	35-50歳	50-55歳	55-60歳	60歳以上
500-1,200SD	14.5%	0-13%	0-9%	0-6%	0-3.5%
1,200-1,500SD	14.5%	13-14.5%	9-10.5%	6-7.5%	3.5-5%
1,500SD-	14.5%	14.5%	10.5%	7.5%	5%

WISが支給される。この改正により、高齢低所得者の人件費の抑制を図り、当該被用者を雇用しやすくするという狙いがある。また、高齢被用者に対し、長く仕事に従事するインセンティブを与えることも意図されている。労働人材省によると、35歳～45歳で月収が900SD（5.58万円）の場合、手取り賃金は5%（45SD）、CPFへの保険料率は1.1%（10SD）増大する。

(3) CPFミニマム・サムの引上げ

CPFミニマム・サムの額は、毎年4,000SD（24.8万円、2003年価格）ずつ引上げられ、2013年7月には12万SD（744万円、2003年価格）となる（表2参照）。また、メディセイブ口座に最低限必要な積立額であるメディセイブ・ミニマム・サムについても、毎年2,500SD（15.5万円、2003年価格）ずつ増額され、2013年には2万5,000SD（155万円、2003年価格）に引上げられる。

(4) 55歳時点での引出し上限額（50%ルール）の改正

前述の通り、老後所得を安定的なものとするために、残高がCPFミニマム・サムを下回る場合における55歳時点での普通口座及び特別口座からの引出し上限額が段階的に引下げられる。従来の引出し上限額は残高の50%であったが、2009年1月から毎年10%ずつ引下げ、2013年1月以降は0%になる（表3参照）。

(5) ミニマム・サムの引出し年齢の引上げ

2010年1月より、事業主は62歳に到達した労働者を65歳（将来的には67歳）間で再雇用することが求められる。これに応じて、ミニマム・サムの引き出し年齢も、2012年に62歳から65歳、2015年に64歳、2018年に65歳へ引上げられる。

(6) CPFIS改革

2009年5月より、特別口座の残高の30,000SD（186万円）をCPFISでの運用に充当することが義務付けられた。また、2011年1月より、CPFISにおける全てのファンドに対し、2006年2月から適用されている認可基準を満たすことが義務付けられる。